

日本国内に住むすべての人と世帯を対象とした5年に1度の国勢調査

開始100年の国勢調査にご協力ください

調査の方法

総務大臣から任命された調査員が各世帯を訪問し、調査票を配布する方法で行われます。「調査員証」などで調査員であることを確認してください。

回答(提出)方法

次の3つの方法からお選びください。

- ① インターネットでの回答
- ② 返信用封筒による郵送提出
- ③ 調査員による直接回収

※新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、インターネット回答、郵送提出にご協力ください。

調査票の配布期間

▼9月14日(月)～20日(日)

インターネット回答期間

▼9月14日(月)～10月7日(水)

郵送提出及び直接回収期間

▼10月1日(木)～7日(水)

調査の活用方法

調査の結果は、高齢者の介護・医療、

若者の雇用対策、児童福祉、地域の活性化など、私たちの暮らしのさまざまな分野で役立てられる基礎データになります。

調査結果の公表

人口速報集計(男女別人口及び世帯数)を、令和3年6月に公表します。

詳しい結果については、令和3年11月から順次公表します。

公表した調査結果は、インターネットや報告書などで、どなたでもご覧いただけます。

市からのお願い

国勢調査は、私たちの将来の暮らしに役立てるために欠かすことのできない大変重要な調査です。

調査を円滑に滞りなく実施するため、国勢調査の趣旨のご理解と調査票の記入につきまして、市民の皆さんのご協力をよろしく願います。

●詳細 まちづくり推進係



【個人情報保護と調査票の管理】

○調査員をはじめとする国勢調査に従事する者には、統計法によって、個人情報保護するための厳格な守秘義務が課せられており、調査票の記入内容は厳重に守られます。

○調査票に記入していただいた内容は、統計の作成に関連する目的以外に使用することはありません。

○調査票は、外部にもれないように厳重に管理し、集計が完了した後は完全に溶かし、再生紙として生まれ変わります。

【報告義務】

○国勢調査は、統計法で国の最も重要な統計調査(基幹統計調査)として位置づけられ、この基幹統計調査では、調査票に記入して提出する義務(報告義務)が定められています。

【かたり調査に注意】

○国勢調査員をよそおった不審な訪問者や、不審な電話・電子メールなどにご注意ください。不審に思った際には、回答しないで、速やかに市にお知らせください。

○国勢調査では金銭を要求することはありません。また、銀行口座の暗証番号やクレジットカード番号などをお聞きすることはありません。

調査の対象

国勢調査は、日本に住んでいるすべての人及び世帯が対象となり、日本の人口、世帯、就業者からみた産業構造などの状況を地域別に明らかにするために行われるもので、5年に1度の国の最も重要な統計調査です。

10月1日現在、日本にふだん住んでいるすべての人です。

- ①すでに3か月以上住んでいる人
- ②10月1日の前後を通じて3か月以上住むことになっている人をいいます。外国の方も含まれます。

調査内容

男女の別、出生の年月、就業状況、従業地または通学地、住居の種類など、全部で16項目です。